

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
（当日は、  
翌日）

## 目 次

- ◇訓令 鳥取県公文規程の一部を改正する訓令
- ◇告示 生活保護法による医療機関の指定  
生活保護法による指定医療機関の廃止  
豚の定期種牡畜検査の実施  
家畜伝染病予防法による結核病検査の実施  
解除予定の保安林
- 〃
- 〃 道路の位置の指定
- 〃
- ◇正誤 畜産振興地域における鳥取県有雌牛の導入に関する規則中訂正

## 訓 令

### 鳥取県訓令第四号

鳥取県公文規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和四十三年四月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県公文規程の一部を改正する訓令

鳥取県公文規程（昭和三十二年六月鳥取県訓令第八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「県」を「知事の事務部局（鳥取県文書管理規則（昭和四十三年三月鳥取県規則第十三号）第二条第一号に規定する知事の事務部局をいう。）」に改める。

第三条第二号中「内訓」を「内訓及び達」に改め、同条第三号中「達及び」を削り、「鳥取県文書事務処理規程（昭和二十六年十月鳥取県訓令第十九号）」を「鳥取県文書管理規則」に、「文書件名簿」を「一般文書受付簿又は許認可等申請文書整理カード」に改め、同条第四号中「鳥取県文書事務処理規程」を「鳥取県文書管理規則」に、「文書件名簿」を「一般文書受付簿又は許認可等申請文書整理カード」に改める。

第四条を次のように改める。

（公文の記名）

第四条 公文の記名は、官職を記入し、氏名を省略することができる。

別表第九の一中「(ロ)標準処理期限の定めのある許可、認可等の場合は、昭和三十六年五月鳥取県内訓甲第一号に定められた整理番号を記載する。」を「(ロ)許可、認可、免許、登録等の申請に係る文書の場合は、整理番号を記載する。」に改める。

### 附 則

この訓令は、昭和四十三年四月九日から施行する。

告 示

鳥取県告示第二百五十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づ

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地	診 療 科 名	開 設 者 名
昭和四十三年三月十四日	早 瀬 医 院	鳥取市川端五丁目一〇六番地	内科、循環器科、胃腸科	早 瀬 啓

鳥取県告示第二百五十六号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつた

ので、同規則同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十三年四月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所 在 地	診 療 科	名	廃 止 年 月 日
星 野 医 院	鳥取市川端五丁目一〇五番地	外科、整形外科、皮膚泌尿器科、小児科		昭和四十三年一月二十日

鳥取県告示二百五十七号

鳥取県種牡畜検査条例（昭和二十四年三月鳥取県条例第十一号）第五条第一項に規定する豚の定期種牡畜検査を実施するので、同条例同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十三年四月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

検査期日	検査時間	検 査 場 所
四月二十三日	午前九時	鳥取市国安 東部家畜市場
二十四日	午前十時	境港市竹内町 余子検査場
二十五日	"	米子市吉岡 西部家畜市場
二十六日	午前十時	東伯郡東伯町 東伯家畜市場
二十七日	午前九時	倉吉市八屋 倉吉家畜市場

き、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和四十三年四月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百五十八号

家畜伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて、結核病検査、ブルセラ病検査、ひな白痢検査及び豚コレラ予防注射を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第六条の規定に基づき、牛、鶏及び豚の所有者に対して検査及び注射を受けることを命ずる。

昭和四十三年四月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的

結核病、ブルセラ病、ひな白痢及び豚コレラ発生予防のため

二 実施する区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

1 結核病検査及びブルセラ病検査

搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。ただし、生後六月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。

2 ひな白痢検査

種鶏及びこれらと同一構内で飼育している鶏。

3 豚コレラ予防注射

豚。ただし、生後五十日未満のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査及び注射の方法

1 結核病検査 ツベルクリン皮内反応

2 ブルセラ病検査 ブルセラ急速凝集反応及び試験管凝集法

3 ひな白痢検査 ひな白痢急速凝集反応

4 豚コレラ予防注射 豚コレラ予防液皮下注射

別表

結核病検査及びブルセラ病検査

実施	期 日		実施区域	実 施 場 所
	一 次	二 次		
四月	十五日	四月 十八日	中山町	中尾検診場
"	十六日	" 十九日	西伯町	法勝寺"
"	二十二日	" 二十五日	米子市	古豊千"
"	二十三日	" 二十六日	大山町	野田、所子"
"	二十九日	五月 二日	中山町	庄田、松河原"
"	三十日	" 三日	岸本町	丸山、須村"

ひな白痢検査

実施期日	実施区域	実 施 場 所
四月 十七日	淀江町	各鶏舎
" 十八日	"	"
" 二十日	米子市	"
" 二十二日	"	"

豚コレラ予防注射

実施期日	実施区域	実 施 場 所
四月九日から 四月八日まで	県下一円	各豚舎

鳥取県告示第二百五十九号

次の保安林を解除予定の保安林にしたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十三年四月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡赤碕町大字別所字荒神畑三三六

二 保安林として指定された目的

航行の目標の保存

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第二百六十号

次の保安林を解除予定の保安林にしたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十三年四月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市賀露町字西浜一七五七の七八二

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第二百六十一号

次の保安林を解除予定の保安林にしたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十三年四月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡泊村大字宇谷字浜山八三一の一

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第二百六十二号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十三年四月五日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

昭和四十三年四月九日

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所及び氏名	八頭郡八東町小別府 五八三番地	道路の位置の指定場所	鳥取市大柵字代ノ田 九四番地の二の二部	道路の幅員及び延長	幅員 四・〇〇メートル 延長 三〇・〇〇メートル
	細田 福治		九四番地の二		

九五番地	九七番地	九九番地の一	九五番地先水路	九七番地の一 農道	九九番地の一	字湯草田	一〇三番地の一の二部	一〇四番地の一	一〇四番地の一	一〇四番地の一	一〇四番地の一	一〇四番地の一	一〇四番地の一	一〇五番地の一	一〇五番地の一	一〇五番地の一	一〇三番地の一 水路	一〇四番地の一	一〇四番地の一	一〇四番地の一 農道	一〇五番地の一 農道	一〇五番地の一	一〇五番地の一
------	------	--------	---------	--------------	--------	------	------------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------------	---------	---------	---------------	---------------	---------	---------

鳥取県告示第二百六十三号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十三年四月五日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十三年四月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
気高郡青谷町大字青谷 四四八八 田 中 友 吉	気高郡青谷町大字青谷 字下寺地 四一六六の一の二部	幅員 四・〇〇メートル 延長 五・六〇メートル
"	四一六六の一	"
"	四一六六の二	"
"	四一六六の一四	"
"	四一六六の一五	"
"	四一六六の一六	"
"	四一六六の四の一部	"
"	四一六六の三	"

正

誤

昭和四十三年三月三十日付鳥取県公報号外第二十七号に登載の畜産振興地域における鳥取県有雌牛の導入に関する規則中次の箇所<sup>に</sup>誤りがあつたので、訂正する。

頂 段 行

誤

正

一 上 終わりから十 昭和四十二年三月三十日 昭和四十三年三月三十日

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取

県

【定価一部一箇月三百円（送料を含む。）】